

2027 年度税制改正要望書

2026年9月

一般社団法人日本印刷産業連合会

2026 年 9 月 7 日提出

経済産業省経済産業政策局企業行動課
税制改正要望担当 御中

2027 年度税制改正に関する要望

【要望者名】

一般社団法人日本印刷産業連合会（他 10 団体）

【加盟 10 団体名】

印刷工業会、全日本印刷工業組合連合会、日本フォーム印刷工業連合会、
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会、全日本製本工業組合連合会、
全日本シール印刷協同組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会、全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合
連合会、全日本光沢化工紙協同組合連合会

【連絡先】

担 当：一般社団法人日本印刷産業連合会

経理部 北川 徹

住 所：東京都中央区新富 1 丁目 1 6 番 8 号 日本印刷会館内

電話番号：03-3553-6051

Fax 番号：03-3553-6079

電子メールアドレス：kitagawa@jfpj.or.jp

【継続要望事項（一部修正）】

（１）法人税実効税率の引き下げと中小企業対策

平成 28 年度税制改正において、国・地方を通じた法人税実効税率 20%台が実現し、平成 30 年度には 29.74%まで下がることは評価するところである。しかしながら日本の実行税率は世界的に見ればいまだ高い水準にある。一方令和 8 年度からは防衛特別法人税の導入が予定されていることもあり、日本企業の国際的な競争力向上のため、実質的な法人税負担の更なる軽減を要望する。加えて、税率引き下げの財源確保のため大企業を対象とした課税ベースの拡大等が実施されているが、円安や原材料の価格高騰により大企業との格差が拡大している中小企業に対して負担が急増することのないよう中小企業に配慮した租税特別措置や新たな税制の導入等、中小企業に対する配慮を強く要望する。

（２）中小企業軽減税率の本則化及び適用所得金額の引き上げ

印刷産業では中小企業の割合が圧倒的に高く、従業員数 30 人未満の事業者が全体の 9 割以上を占めている。その多くは財務基盤が脆弱であり、大規模法人等の競争力とは大きな開きがあることを考慮する必要がある、税制面からのサポートが必要不可欠である。現行の中小企業に係る軽減税率を現在の 15%以下に引き下げるとともに、時限措置ではなく本則化し、長年にわたり据え置かれている軽減税率の適用所得金額を 800 万円から更に引き上げることがを要望する。

（３）中小企業に対する法人事業税の外形標準課税拡大への配慮

外形標準課税の課税標準のうち付加価値割は、法人が支払う給与に対して課税する比重が高いことから、雇用確保や促進に影響を与えることになり、喫緊の課題である賃上げ促進に逆行することとなる。資本金要件の拡大等により中小企業へ外形標準課税の適用が拡大された場合には、中小企業が大企業に比して労働分配率が非常に高く、雇用確保の問題にも影響を及ぼすこと、欠損法人割合の高い中小企業にとって税負担が重くのしかかることなどから、中小企業への適用拡大は十分に配慮すべきである。

（４）中小企業に係る欠損金の繰越控除の現行制度を維持

青色繰越欠損金等については、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度からは控除する損失金額を所得金額の 50%を限度とすることとされた。現時点では大企業のための適用で

あるが、事業基盤の弱い中小企業に対しては今後も適用することなく現制度を維持すべきである。

また、繰越欠損金の控除期間については、10 年に延長されたが、企業業績の変動性を考慮しさらなる延長を検討すべきである。

(5) 印紙税の廃止

電子決済やペーパーレス化等が進み、紙媒体の文書は年々減少している中、紙ベースの文書のみに課税され、課税文書かどうかの判断について曖昧な部分が多いものとなっている。課税の公平性、明確性の点から廃止すべきである。

(6) 社会通念上の慶弔費等は交際費から除外

事業遂行上必要な支出である得意先等に対する慶弔費等、及び中小企業組合の組合員相互の連携・交流を図るための経費については、限度額の設定や帳簿等に一定事項を記載することを要件として、損金算入を認めるべきである。

(7) 印刷関連設備法定耐用年数の統一と減価償却資産制度の改善

現在、印刷設備は 10 年、製本設備は 7 年の法定耐用年数が設定されているが、設備投資意欲及び生産性・品質向上の見地から耐用年数を 7 年に統一することを検討し、減価償却資産制度についての改善を図るべきである。

ソフトウェアは、利用目的に応じて 3 年と 5 年の耐用年数となっているが、DX 推進を加速させるため全て 3 年に統一する。

中小企業を対象とした少額減価償却資産の取得上限額は令和 8 年度税制改正で 40 万円未満へ引き上げられたが、昨今の物価上昇により企業が取得する減価償却資産の単価は上昇していることから 50 万円未満に引き上げるとともに年間限度額を撤廃する。電話加入権は、非減価償却資産とされているが、その資産価値は下落傾向にあることから、既存分を含め一括償却を認めるべきである。

(8) 償却資産に係る固定資産税の廃止

現行の固定資産税は、建物勘定以外の減価償却資産の帳簿価額を課税対象としているが、課税標準額の評価方法は国税における減価償却制度と相違しており、煩雑になっている。また、担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業にも課税され、厳しい状況に

おかれている中においても設備投資を行なおうとする企業の取組みを妨げるものであり、早急に廃止すべきである。

(9) ナフサ等石油化学原料の免税措置の恒久化

印刷業界では、プラスチック・フィルム・インキ等数多くのナフサ関連資材を使用している。石油製品の供給不足、大幅に価格上昇している現在、中小・零細企業にとって販売価格への転嫁は至難の業である。工業用原料価格の安定化のため、免税措置については2年ごとの見直しではなく恒久化を強く要望する。

(10) 賞与引当金及び退職給付引当金の損金算入の復活

企業会計上では上記引当金を計上することとされているが、税務上では損金処理が認められなくなっており、法人税法上の課税所得と会計上の利益が乖離する要因となっている。就業規則・退職金規程等に明確に規定されている場合であれば、高い確度で債務は履行されると考えられるため、当該引当金の損金算入を復活すべきである。

(11) 貸倒引当金の復活

法人税法上の貸倒引当金は、中小企業、金融機関、リース会社等を除き、損金算入が認められなくなっている。一方、会計処理上では計上することとされており、税務と企業会計が乖離している。一般事業会社においても適正に貸倒れ見積額を計上している場合においては、金融機関等と同様に損金算入を認めるべきである。

(12) 中小企業による利益連動給与の損金算入化

現行の役員給与では、「定期同額給与」、「事前確定届出給与」、「業績連動給与」のいずれかにおいて損金算入が認められており、「不相当に高額な部分の金額」等は損金不算入とする規定になっている。

中小企業では、役員に対する報酬や賞与を増減させることで会社の利益を比較的容易に調整することが可能なため、業績連動給与は損金不算入となっているが、中小企業の経営成果の如何は経営者及び役員に負うところが大であることから、損金不算入となる役員給与のみを別段の定めとする条文構造に見直し、不相当でない金額や恣意性のないものであれば中小企業に対しても業績連動給与の損金算入を認めるべきである。

(13) 事業所税の廃止

事業所税の課税標準は、資産割（床面積）と従業者割（給与総額）があるが、それぞれ固定資産税及び都市計画税、外形標準課税との二重課税となっている。また大都市に所在する事業者にのみ課税されており、課税の公平性を欠いている。

賃上げを抑制する税制であり、赤字企業にも課税されるなど、担税力や経営状況にかかわらず課税されるため、早急に事業所税の廃止を検討すべきである。

(14) 消費税軽減税率制度の廃止

令和元年 10 月より消費税の軽減税率制度が導入されたが、軽減税率の適用範囲が合理的に設定されているとは言い難く、また事業者の事務負担の増加が避けられず、低所得者への逆進性対策としては非効率であることから、制度を廃止し、税率を下げ単一税率に戻すべきである。

(15) インボイス制度の柔軟な運用

令和 5 年 10 月に開始したインボイス制度では、取引先が登録業者として登録を受けているかの確認作業や、適格請求書の発行・保存にかかる事務負担の増加が事業者にとって大きな負荷となっている。

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用は、令和 13 年 9 月末までの間、段階的に縮減することとしており、当該消費税相当額の利益は圧縮されることとなり、免税事業者が取引から排除される可能性が考えられる。事業者の事務負担や市場取引に与える影響に配慮しつつ、インボイス方式への事業者の対応状況を見極めたうえで、経過措置の延長や恒久化、追加的措置の導入などを検討するとともに、中小事業者の実務の状況を踏まえた柔軟な運用を行うべきである。

(16) 電子取引データの電磁的保存義務について

令和 3 年度税制改正で電子帳簿等保存制度の抜本的な見直しが行われ、電子取引情報の電磁的保存が義務化された。企業における電子取引は非常に多岐にわたり、これを網羅的に電磁的記録により保存することは、膨大な事務負担と新たなシステム投資等が必然となってくる。自己が最初から一貫してコンピュータ等で作成した帳簿書類と同様に、電子取引を電磁的記録により保存するか否かを企業の自主性に委ねる、対象範囲を限定する等、制度の見直しを要望する。

(17) 法人版事業承継税制（特例措置）提出期限の延長

令和6年度税制改正で、法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限は令和9年9月末日に延長されたが、日本の企業数は1999年の485万社から2016年には359万社に減少し、うち245万社の経営者年齢は70歳以上であり、その半数は後継者が未定という状況にある。事業承継を円滑に進めるためにも特例継承計画の提出期限を大幅に延長し、併せて相続税・贈与税の納税猶予の特例制度も延長することを要望する。

(18) 受取配当等の全額益金不算入

分配される剰余金については、利益処分であることから受取側で益金に算入すると二重課税となる。受取配当等の益金不算入制度は、既に利益の配当等を行う法人において法人税が課税されているため、同一所得に対する二重課税となるため、持株割合によらず益金不算入割合を100%とすべきである。

(19) 賃上げ促進税制について

現行の賃上げ促進税制は、中堅企業においては継続雇用者給与の前年比較より適用可否の判断を行うものとなっている。人財への多角的な投資という観点からすると、継続雇用者に対する賃上げに限らず新規雇用者も含めた給与の増加額や、法人税額の20%の控除上限額の撤廃や適用要件の緩和など、中小企業レベルも含め配慮した制度とすることで、国全体で賃上げを促進する機運を盛り上げ、物価高騰に対応した制度とすべきである。

(20) 法人税等の申告・納付期限について

法人は事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、確定した決算に基づき法人税の確定申告を行い納付することとされているが、諸外国と比較して日本の法人税の申告期限は著しく短い。上場企業のほぼ全てが事業年度終了から2か月超3か月以内の時期に株主総会を開催しているが、これらの法人は、利子税を負担し提出期限延長の特例により対応せざるを得ない状況にある。

確定した決算を前提とする法人税の申告制度において、決算が確定できない期間を法定申告期限と定めていることには問題があるため、申告・納付期限を現在の2か月以内から3か月以内に改めることを要望する。

(21) 「年収の壁」解消に向けた社会保障・税制の改善

パートタイム労働者が「年収の壁」を意識せず働けることは、賃上げの実効性を高め、労働者の収入増加や企業の労働力確保の観点からも必要不可欠である。経済の好循環により地域経済の活性化を促進するものであり、抜本的な税制面や社会保障制度の制度改正を要望する。

【新規要望事項】

(1) ナフサ供給問題について

ナフサ供給の8割超が中東地域となっており、今般の中東情勢悪化により価格が急騰し、包装材、インキなど広範な産業に影響を及ぼしている。政府主導となって、ナフサの調達先の多角化を進めているが素材安全保障の観点での政策が望まれるが、税制面での原料コスト増に対する減税等を要望する。

(2) 中小企業基本法と税法上の定義の整合化

中小企業基本法における中小企業の定義（資本金3億円以下）と、税法上の定義（資本金1億円以下）との間に生じている乖離を是正するため、税法上の定義を資本金3億円以下へ拡大し、制度的な整合性を確保することを要望する。

以上